

感染症についてのお知らせ

墨田区保健所 保健予防課 感染症係
電話 03-5608-6191(直通) FAX 03-5608-6507

令和7年
1月号



東京都内の感染症流行情報

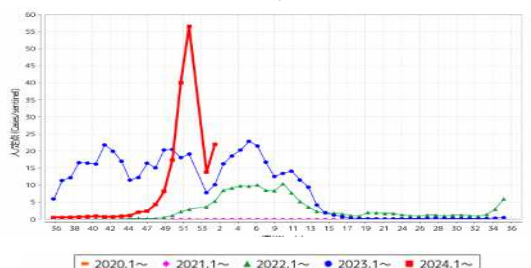
出典：東京都感染症情報センター「東京都感染症発生動向調査週報」

第2週（2025年1月6日から1月12日）の定点あたり報告数

インフルエンザ

東京都 21.93人/週(前週 13.85人/週)
墨田区 20.38人/週(前週 25.75人/週)

墨田区内では前週と比較すると減少していますが、依然として報告数が多い状況が続いています。



(C)2002-2024 Tokyo Metropolitan Institute of Public Health

新型コロナウイルス感染症

東京都 3.73人/週(前週 1.33人/週)
墨田区 5.25人/週(前週 7.25人/週)

墨田区内では前週と比較すると減少していますが、20代以上の報告数が多くなっています。



(C)2002-2024 Tokyo Metropolitan Institute of Public Health

インフルエンザが流行しています

出典：東京都感染症情報センター「インフルエンザ」

都内のインフルエンザ定点医療機関からの12月16日から12月22日（第51週）の定点あたりの患者報告数が**40.02人**となり、5年ぶりに東京都の流行警報基準を超えました。

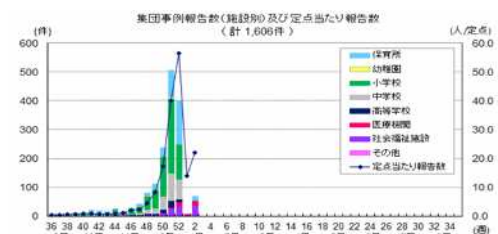
2024-25シーズンインフルエンザウイルス検出数



2024-2025シーズン第2週までのインフルエンザウイルス検出数では、A型が全体の97.6%でした。最も多く検出されたウイルスの型は、AH1pdm09で、これは2024-2025シーズンのインフルエンザワクチンが有効な型です。

AH1pdm09 は2009年に流行し、当時、新型インフルエンザと呼ばれたウイルスです

2024-25シーズンインフルエンザ集団事例報告数



2024-2025シーズン第2週までの施設別集団事例報告数では、**保育園・小学校・中学校での集団発生が多くなっています**。第1～2週では冬休みのため報告数が減少していますが、冬休み後の報告数増加に注意が必要です。

予防のポイント



手洗い



咳エチケット



ワクチン接種

墨田区HP
「都内のインフルエンザの報告数が警報基準を超えています」



高齢者インフルエンザ定期予防接種を実施しています

毎年10月1日から高齢者の方を対象に、季節性インフルエンザの定期予防接種を実施しています。対象となる方へは、予防接種予診票を令和6年9月下旬に発送しました。**接種を希望する方は必ず事前に実施医療機関へ電話等で申し込みのうえ、接種日当日は、予診票を持参して接種を受けてください。**

高齢者インフルエンザ定期予防接種は、予防接種法に基づく定期予防接種ですが、法律上の接種義務はありません。対象となるご本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。

接種できる場所は、原則として墨田区を含む東京23区（特別区）の実施医療機関です。

東京23区（特別区）以外では墨田区発行の予診票は使用できません。また、接種日現在、墨田区に住民票がない方についても予診票は使用できませんので、ご注意ください。

対象者

- ・令和6年12月31日現在65歳以上の方
- ・令和6年12月31日現在60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害（身体障害者手帳1級）のある方

自己負担金額 2,500円

下記に該当する方は、自己負担金が免除になります。

- ・令和6年12月31日現在、75歳以上の方
- ・生活保護法による保護を受けている方
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

実施期間

令和6年10月1日から
令和7年1月31日まで
実施期間外の接種は
全額自己負担となります。



接種場所

墨田区実施医療機関または墨田区以外の22区の指定医療機関

医療機関名簿及び長期の入院、入所で23区外で接種する際の救済措置は墨田区HPをご参照ください。

墨田区HP
「令和6年度 高齢者インフルエンザ定期予防接種のお知らせ」



小児インフルエンザ任意予防接種費用の一部助成を実施しています

令和6年10月1日より、小児インフルエンザの接種費用の一部助成を実施しています。

墨田区内の小児インフルエンザ予防接種実施医療機関（墨田区HP参照）に直接お申込みいただき、接種を受けてください。区への事前申請は不要です。

予診票は、実施医療機関にご用意があります。（区からの予診票送付は行っていません。）

対象者

接種日において墨田区に住民登録がある
生後6か月から中学3年生までのお子さん

実施期間

令和6年10月1日から
令和7年1月31日まで



助成回数および助成金額

1回目接種日時時点の年齢	助成回数	助成金額
(1) 生後6か月から13歳未満	期間中最大2回	1回あたり 2,000円
(2) 13歳から中学3年生まで	1回	1,000円

以下の場合、**全額自己負担**となります。接種後に費用を請求できる 償還払いの制度はございませんので、ご注意ください。

- ・接種日時時点で墨田区外に転居されている場合
- ・他の自治体で接種した場合
- ・実施医療機関以外の医療機関で接種を受けた場合
- ・実施期間前または期間終了後に接種を受けた場合

接種場所など、詳しくは墨田区HPをご確認ください。

墨田区HP
「小児インフルエンザ任意予防接種費用の一部助成事業」

